

松野町中小企業制度資金利子補給及び保証料補給の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、松野町中小企業振興資金融資条例（昭和32年条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、松野町中小企業振興資金の融資を受けた個人又は法人に対し、その融資資金に係る利子補給及び保証料補給を行うことによって、資金流通の円滑化を図り、その経営の安定と商工業の振興に資することを目的とする。

(補給の対象となる資金)

第2条 利子補給の対象となる資金は、条例に基づき融資される資金及び政府系中小企業金融機関から融資を受けた中小企業金融制度に基づく資金（以下「制度資金」という。）で、日本政策金融公庫から貸出しされるものとする。

2 保証料補給の対象となる資金は、制度資金のうち、融資金貸付返済期日に完済したものに限るものとする。ただし、特別の事由の発生等により、納期の遅れたものについては、町長が特に必要と認めた場合に限り保証料を補給することができる。

(補給の対象者)

第3条 この規則による補給金の交付対象者（以下「補給対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所又は事業所を有する中小企業者
- (2) 松野町商工会を通じ資金の融資を受けた個人又は法人
- (3) 納期の到来した町税等に滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補給対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団の構成員等に該当する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める場合

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、制度資金の利子として、毎年1月1日から12月31日までの期間に取扱金融機関に支払った額（延滞利子を除く。）とする。

(保証料補給金の額)

第5条 保証料補給金の額は、愛媛県信用保証協会に支払った債務保証料の額のうち制度資金に対する額とする。

(補給の期間)

第6条 補給期間は、融資を受けた日から5年以内とする。

(補給金の制限等)

第7条 この規則による補給金は、国、県その他の団体による支援制度を優先するものとし、その対象となる利子の額については、補給の対象としなない。

(補給金の交付申請)

第8条 補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条に規定する期間の属する年度末までに松野町中小企業制度資金利子（保証料）補給金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補給金の交付の決定)

第9条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補給金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補給金の交付の適否を決定したときは、松野町中小企業制度資金利子（保証料）補給金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補給金の請求)

第10条 前条の規定による交付決定通知を受けた者は、速やかに松野町中小企業制度資金利子（保証料）補給金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補給金の返還)

第11条 町長は、補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補給金の交付決定を取り消し、交付した補給金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補給金の交付後において返戻金、他の支援制度等による補給金等の交付があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補給金の交付の決定を受けたとき。
- (3) この規則の規定に違反したと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補給金を交付することが適当でないと思えたとき。

(変更の届出)

第12条 補給金の交付の決定を受けた者又は受けようとする者は、申請内容に変更があった場合は、遅滞なく変更届（様式第4号）に変更内容の確認できる書類等を添付して町長に届けなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

第2条 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第8条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和2年12月10日規則第17号）
この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

松野町中小企業制度資金利子(保証料)補給金交付申請書

年 月 日

松野町長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

⑩

松野町中小企業制度資金利子補給及び保証料補給の特例に関する規則第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象融資制度	
2 借入金融機関名	伊予銀行 松丸支店
3 借入金額	金 額 円
4 融資利率	年 % (信用保証料率は含まない。)
5 借入期間	開始 年 月 日 終了 年 月 日
6 利子補給対象額 保証料補給対象額	円 円
7 今回対象期間内の償還利子額	円
8 添付書類	○貸付利息支払証明書(別紙)又は償還状況を確認できる金融機関発行の証明書類 ○金融機関との金銭消費貸借契約書の写し ○申請日現在で未納がない証明書(納税・納付証明書)

別紙

貸付利息支払証明書

1 融資先

住所	
事業所名	

2 融資の内容

融資の名称	融資金額(円)	借入年月日	・	・
		償還開始年月日	・	・
		最終払込日	・	・
		融資期間		

3 対象期間の支払利息（延滞利息は含まない。）

(単位：円)

取引日	元金残高 (A)	期間 (月日～月日)	利率	利子 支払額 (B)	利子補給 請求額 (C)
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
計					

上記事項について、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

金融機関名

印

様式第2号（第9条関係）

松野町中小企業制度資金利子（保証料）補給金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

松野町長



年 月 日付で申請のあった松野町中小企業制度資金利子（保証料）補給金について、松野町中小企業制度資金利子補給及び保証料補給の特例に関する規則第9条の規定により、下記のとおり（交付する・交付しない）ことに決定したので通知します。

記

利子(保証料)補給金交付決定額 _____ 円

交付しないこととした場合その理由

様式第3号（第10条関係）

松野町中小企業制度資金利子（保証料）補給金請求書

年 月 日

松野町長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号にて交付の決定を受けた松野町中小企業制度資金利子（保証料）補給金について、松野町中小企業制度資金利子補給及び保証料補給の特例に関する規則第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 利子（保証料）補給金請求額 _____ 円

2 利子（保証料）補給金の振込先

金融機関名		本店・支店名	
フリガナ口座名義			
口座番号	普通・当座		

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

松野町長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

⑩

変 更 届

年 月 日付け松野町 第 号で承認された松野町中小企業制度
資金利子（保証料）補給金について、下記のとおり変更したので松野町中小企業制
度資金利子補給及び保証料補給の特例に関する規則第12条の規定により、届け出ま
す。

なお、記載事項及び添付書類は事実と相違ありません。

記

1 変更概要

2 添付書類